

令和 7 年度

みやぎ産業廃棄物 3 R 等推進事業費補助金（設備整備）

宮城県では、産業廃棄物の 3 R の効果のある設備を県内に設置する事業者の皆様に対し、費用の一部を補助します。

▶ 募集期間

令和 7 年 4 月 1 日（火）～令和 7 年 4 月 30 日（水）

※ 今年度から、**原則電子申請システムでの申請**となります。

★ 補助の内容と対象設備

補助の内容 **補助率** : 1 / 2 ～ 2 / 3 以内
 補助上限額 : 2, 000 ～ 5, 000 万円

- ▶ 産業廃棄物の**発生を抑制**する設備
（製造工程の改善による産廃発生量削減の取組など）
- ▶ 産業廃棄物となる物を**再使用**するための設備
（一度使用した物を、廃棄せずに再度使用できるようにする取組など）
- ▶ 産業廃棄物を**再資源化**するための設備
（産廃として発生した物をリサイクルする取組など）
- ▶ 産業廃棄物由来の**資源を利活用**するための設備
（産廃をリサイクルした資源を原料とする製品の製造設備や、エネルギー利用に関する取組など）
- ▶ 産業廃棄物の**排出を抑制**する設備
（事業場で発生した産廃を自ら処理する取組で、上記のいずれにも該当しないもの）

詳細は裏面を
御覧ください！



© 宮城県・旭プロダクション

★ 応募資格

宮城県内に事業所を有し（予定も含む。）、産業廃棄物の 3R 等に取り組むために、設備機器を整備する事業者の方（産業廃棄物の中間処理業者を含む。また、当該事業者が半数以上を占める団体を含む）。ただし、過去 3 年間、環境関係法令に基づく処罰又は命令その他不利益処分を受けていない等の要件があります。

★ 留意事項

- ・申請の際には事業内容についてヒアリングを実施しますので、余裕を持って申請してください。また、申請の際は申請者自らが行ってください。
- ・補助対象事業が年度内に終了しない場合、原則として補助金をお支払いできません。
- ・その他、留意事項は「申請の手引き」を御覧ください。

★ ご相談窓口 （申請先）

宮城県環境生活部循環型社会推進課資源循環企画班
電話：022-211-3207 FAX: 022-211-2390
電子メール：junkanj@pref.miyagi.lg.jp



補助金ウェブサイト
<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/junkan/3r-suishin-r7.html>



電子申請ウェブサイト
<https://logoform.jp/form/GQGB/717434>

★ 対象事業

事業者が、産業廃棄物の3R等に取り組むために設備機器を整備する事業（既存設備機器の改造も含みます。）

補助対象の事業経費の総額が100万円を超える事業に限りません。

- ① 産業廃棄物の発生抑制のための設備等の整備（**発生抑制**）
- ② 産業廃棄物の再使用のための設備等の整備（**再使用**）
- ③ 産業廃棄物の再資源化のための設備等の整備（**再資源化**）
- ④ 産業廃棄物由来の再生資源の利活用のための設備等の整備（**再生資源の利活用**）
- ⑤ 発生した産業廃棄物の排出を抑制するための設備等の整備（**排出抑制**）

★ 対象となる事業経費

▶ 設備の設計費用 ▶ 設備の購入費用 ▶ 設備の設置工事費用 ▶ 設備の運搬費用 など

※土地取得や自動車・重機等の購入、リース費用など、補助金の交付目的以外の用途に使用できるものに係る費用は対象外となります。

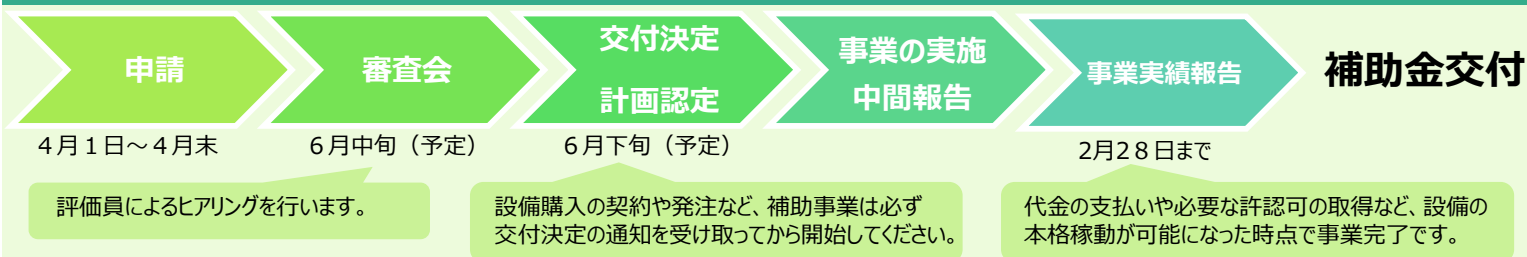
★ 補助率・補助上限額等 ※全ての枠で事業期間が「2年以内」になります（契約・支払い等は各年度に実施）

	①一般枠 左記枠以外の設備導入	②重点枠 知事が定める取組（下記） に係る設備導入	③動静脈連携枠 産業廃棄物等を製品原料として再資源化 や再利用することを目的とし、2社以上が 連携して実施する取組	④未来法枠 地域未来投資促進法における地域経済 牽引事業計画に係る設備導入計画で、 総事業費1億5千万円以上のもの
補助率	2分の1以内	3分の2以内	2分の1以内	3分の1以内
補助上限額	2,000万円	3,000万円	4,000万円	5,000万円
事業期間	2年以内	2年以内	2年以内	2年以内

※知事が定める取組

- 1 将来、大量廃棄が見込まれる産業廃棄物の3R等に関する取組
(1) 廃太陽光発電設備 (2) 廃石膏ボード（石膏粉から製品を製造する取組に限る）
- 2 処理が課題となっている産業廃棄物の3R等に関する取組
(1) 廃プラスチック類
イ 廃プラスチック類を再生プラスチック原料として再資源化する取組
ロ 再生プラスチック原料を利活用する取組
(2) 雑品スクラップ
OA機器や電化製品のリサイクル等のため、金属とプラスチック類を含む混合廃棄物の分別の高度化に関する取組
- 3 情報通信等の先端技術を活用した3R等に関する取組
・AIやIoT等の先端技術の導入による分別の高度化
- 4 食品ロスの削減に関する取組
・食品製造業者による食品ロスの発生を抑制する取組

★ 補助金交付のスケジュール（例：単年度事業の場合）



★ 申請のポイント

▶ 3Rの効果について

補助金交付申請書には、導入する設備による3R等の効果量を記載いただきます。この3R効果量は、導入する設備により、実際に発生抑制や再資源化などが見込める、具体的な値を、根拠と合わせて示してください。

（設備の処理能力は別に記載していただきますので、混同しないようご注意ください。）

→ 詳しくは、「申請の手引き」をご確認ください。

▶ 環境産業コーディネーター（EIC）の申請支援

補助対象事業への該当性、申請スキーム、記載方法などの御質問・御相談については、県職員であるEICがお応えします。EICは、御連絡をいただければ貴社を訪問し、お話を伺うことができますので、御用命の際は「循環型社会推進課資源循環企画班」にお電話ください（電話：022-211-3207）。